

第 5 次エネルギー基本計画を踏まえた原子燃料サイクルの推進について

原子燃料サイクルについては、再処理事業等の着実な実施、中間貯蔵や乾式貯蔵の推進等の使用済燃料対策、プルサーマル等を通じたプルトニウムの適切な管理と利用、最終処分への理解拡大と事業の円滑な実施などを、整合的・総合的に進めていく必要がある。また、そのためには、個々の事業及び原子燃料サイクル事業について地元のご理解が大前提であり基本である。その上で、今後、各事業者が、戦略的柔軟性を持ちながら、より一層連携を強化していくことが重要である。

こうした基本的方針の下、国の方針を踏まえ、国と連携しながら、以下の課題について、下記のとおり進めていくこととする。

1. 使用済燃料対策推進計画（2020 年頃に使用済燃料貯蔵容量の 4000 トン程度の拡大等）の実現に向け、中間貯蔵や乾式貯蔵の着実な推進、燃焼度向上研究等を通じた使用済燃料発生量の低減などについて、積極的な理解活動に取り組むとともに、事業者間の連携をより一層強化し、日本全体としての使用済燃料対策を充実・強化していく。
2. 六ヶ所再処理工場及び MOX 燃料加工工場の早期竣工、さらに竣工後の安全・安定操業に向けた支援を各事業者が連携・強化して行う。また、むつ中間貯蔵施設の竣工を着実に進める。なお、再処理と中間貯蔵の竣工は、整合的に進めていくことが重要である。
3. プルトニウム保有量の着実な削減に向けて、まずは各事業者での確実なプルトニウム使用を原則として、プルサーマルの推進に最大限取組む。さらに、国の方針を踏まえて、海外保有分の扱いも含め、事業者が一体となって削減へ向けた一層の検討を進めていく。
4. 最終処分に係る処分地の選定・立地に向けた理解活動について、複数の地域による処分地選定調査の受け入れを目指した国と NUMO の対話活動等を踏まえ、地域社会の様々なご意見を真摯に受け止めながら、事業者が一体となって主体的に一層推進する。
また、解体廃棄物について、その発生者として、処分場確保も含め必要な検討・取組を進める。さらに、クリアランス制度の定着に向け必要な対応をとる。
5. 原子燃料サイクルの推進にあたっては、地元のご理解が大前提であり基本である。このため、地元の皆様との丁寧な対話を重ねてご理解を頂くよう力を尽くすとともに、地元の実態や状況を踏まえた地域振興を進める。

併せて、2015 年 11 月に策定した「使用済燃料貯蔵対策の取組強化について（『使用済燃料対策推進計画』）」について修正し、別添のとおりとする。

以 上